

理事の退職金支給に関する手続きについて

Q. 常勤理事に対する退職金の支給決定は、総会又は総代会の議決事項か、あるいは理事会の議決のみでよいか。

また退職金の支給に関し、期前において退職を予想していない場合に、中協法第51条（総会の議決事項）の規定するところにより、収支予算、事業計画の変更を要するものとして、総会の議決を必要とするか否か。

A 1. 中協法36条の3（役員の職務及び権限等）において会社法361条（取締役の報酬等）を準用している。これによると「取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。」となっているため、定款に定めがない場合は総会の議決が必要となる。

A 2. 退職金であると否とを問わず、支出をしようとする場合において、当該支出が収支予算において定められていないときは、原則として収支予算の変更について総会の議決を要する。事業計画の場合も同様である。